

平成 30 年度大学教育再生戦略推進費  
Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業  
未来価値創造人材育成プログラム  
(a) 超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業  
審査要項

平成 30 年 3 月 30 日  
超スマート社会の実現に向けた  
データサイエンティスト育成事業委員会

平成 30 年度の Society 5.0 に対応した高度技術人材育成事業未来価値創造人材育成プログラム(a) 超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業における審査は、この審査要項により行うものとする。

## I 審査方法

審査は、外部有識者からなる「超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業委員会」（以下「委員会」という。）において「書面審査」及び必要に応じて行う「面接審査」により行い、これに基づく合議審査により選定候補事業を決定する。

文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定事業を決定する。

### 1 書面審査

委員は、申請書に基づき書面審査を行う。審査にあたっては、「II 審査方針」の評価項目及び評価基準に留意しつつ、評価を行う。

### 2 面接審査

委員は、申請書及び書面審査の評価結果に基づき面接審査を実施する。面接審査は、書面審査の後、必要に応じて実施する。

面接審査の実施方法については別に定める。

### 3 委員会における合議審査

書面審査及び面接審査の結果に基づき、委員会の合議審査を行い選定候補事業を決定する。

## Ⅱ 審査方針

### 1 評価項目

超スマート社会の実現に向けたデータサイエンティスト育成事業として支援する取組の選定にあたっては、以下の点に留意して審査を行う。

#### ①【大学間・産業界・地方公共団体等との連携体制の構築】

本プログラムは、産官学の教育ネットワークを形成して、実践教育を推進・普及していくことを目的としているので、形成するネットワークが効果的に機能するよう、代表校を中心として連携校や産業界、地方公共団体等との連携体制や事業の運営体制・マネジメント体制が明らかにされているか。特に、実践教育における題材の提供、教員・指導者の派遣、施設設備の貸与等、実践教育の実施に必要な各種の協力について、連携する大学及び企業、地方公共団体等の官で役割分担や協力内容が明らかにされているか。(具体的な大学名や企業、地方公共団体等名も明らかにされているか。)

◎構想・計画されたこれらの体制や協力内容は適切か。

#### ②【体系的かつ高度で効果的な実践教育プログラムの開発】

社会の実課題をデータに基づき解決に導く共同研究プロジェクトといった高度かつ実践的な課題解決学習型の演習やインターンシップ、多方面に応用可能な基盤的知識・最先端理論等に関する学修等を組み合わせた体系的で高度な実践教育プログラムが具体的に構想・計画されているか。また、教育内容が大学院修士レベル程度の高度なレベルとなっているか。

特に、以下の事項について、具体的に構想・計画され関連性が明確であるか。

- (A) 教育プログラムの名称、目的
- (B) 教育プログラムの受講を通じ育成する人材像
- (C) 履修（受講）資格
- (D) 身に付けることができる知識・技術・技能・能力等
- (E) 教育内容（授業科目等）・教育方法
- (F) 指導体制（担当教員）
- (G) 学習時間
- (H) 修了要件
- (I) プログラムの年間スケジュール

◎構想・計画された教育プログラムは効果的かつ適切か。

### ③【社会人向け教育プログラムの開発・実施】

職業生活の中で、データサイエンスに関する知識・技術・技能・能力等を身に付ける必要に駆られた社会人が学び直すための短期でありながらも体系的な実践教育プログラムの提供が具体的に構想・計画されているか。その際、eラーニングなどのIT利活用等や社会人向けの短期間のプログラムの設定等により、社会人が本事業で行う実践教育を受けることができる仕組みを構築するとともに、教育プログラムの修了者の更なる学習・研究ニーズに応えるための具体的な工夫が構想・計画されているか。

◎構想・計画された教育プログラムは効果的かつ適切か。

### ④【社会のニーズに応える工夫】

実践教育プログラムや教材の開発・実施にあたっては、産官学が連携し、例えば、以下の点に配慮するなど、社会のニーズに対応した教育が提供できる工夫が構想・計画されているか。

- ・教育プログラムや教材の開発段階から実質的な産官学の連携体制を構築することによる、社会ニーズの反映
- ・企業や地方公共団体等から提供されるデータ等を教材として活用した実課題解決型授業等の実施
- ・実務家による講義・演習（業界のスペシャリストによる最先端の講義、企業や地方公共団体等の課題解決・意思決定時におけるデータサイエンス活用事例の紹介、実践事例の疑似状況による演習等）
- ・学問分野や世代間、業種間を超えた学生と社会人によるグループワークの実

◎構想・計画されたこれらの工夫は適切か。

### ⑤【実践教育を行う人材育成機能の強化】

データサイエンス教育やその実践教育を広く全国に普及させるため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を推進し、組織的にPBL等の実践教育を実施できる教員の養成を図る構想・計画となっているか。

◎構想・計画されたFDの実施体制や内容・方法は適切か。

### ⑥【普及策、大学の学び直し機能強化への貢献】

例えば、開発した教育プログラムやそのノウハウを他大学へどのように普及の展開方法や、産官学連携によるデータに基づく課題解決策の普及、我が国における大学全体の社会人学び直し機能の強化への貢献について、具体的な内容が構想・計画されているか。

◎構想・計画の内容は、我が国の大学における産官学連携によるデータに基づく課題解決策の普及、大学全体の社会人学び直し機能の強化への貢献が見込めるか。

⑦【意欲的かつ実現可能性の高い目標設定】

社会（地域）における人材不足の状況を把握分析した上で、社会人を含む修了者数を算出するなど、定量的な複数の明確な指標を用いて、事業実施期間中の年度ごとに意欲的かつ実現可能性が高い達成目標（アウトプットとアウトカム）を設定しているか（必要に応じて、定性的な指標の使用も可とする。）。

その際、以下に記載する必須指標を設定しているか。

〔必須指標〕

- ・開発した教育プログラムを受講し、修了した学生数（社会人を含む。）
- ・開発した教育プログラムの社会人受講者数
- ・本プログラムによるFD活動に参加した教員数

◎設定された指標は意欲的かつ適切か。

⑧【自己評価（内部評価）・外部評価体制の構築】

自己評価の体制を構想・計画しているか。また、自己評価のみならず、連携大学以外の大学や産業界等の有識者などの第三者による外部評価を行う体制を構想・計画しているか。さらに、自己評価と外部評価の結果を反映して改善を行う具体的な仕組みを構想・計画しているか。

◎構想・計画された自己評価及び外部評価はP D C Aサイクルの観点から適切か。

⑨【補助期間終了後の継続的な事業実施】

形成した産官学ネットワークや開発した教育プログラムについて、支援期間終了後も発展的かつ継続的な活動を行う構想・計画となっているか。そのために、例えば、以下の点について具体的な内容が構想・計画されているか。

- ・本事業を実施するために雇用する予定の特任教員等の補助期間終了後の取扱いについて
- ・本事業を実施するために必要な運営費等の補助期間終了後の取扱いについて
- ・修士課程の正課のカリキュラムに組み込んでいくための構想について
- ・補助期間中及び補助期間終了後の社会人学生の受講料の在り方について
- ・企業、地方公共団体等の研修プログラムとの連携について

- ・開発する教育プログラムについて、事業期間中に文部科学省の職業実践力育成プログラム（BP）としての認定を目指すことの可能性について
- ・厚生労働省の専門実践教育訓練給付金やキャリア形成促進助成金などの活用について

◎構想・計画された内容で、補助期間終了後も継続的な事業実施が見込めるか。

## 2 書面審査における各評価項目の評価

書面審査においては、1の各評価項目について、以下の基準に基づく5段階の評価を行う。

(基準)

- A : 非常に優れている      B : 優れている      C : 妥当である  
D : やや不十分である      E : 不十分である

## Ⅲ その他

### 1 開示・公開等

- (1) 選定に係る委員会の議事及び会議資料は原則として非公開とする。
- (2) ただし、委員会が公開することが適当と判断した場合は、公開することができる。
- (3) 選定された取組は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- (4) 委員会の委員の氏名は審査終了後の適切な時期に公表することとする。

### 2 利害関係者の排除

委員は、利害関係を有する大学から申請がある場合は、その旨事務局に申し出ることとし、自己の関係する申請の審査を行わないものとする。

また、委員会における当該申請の個別審議に加わることはできないものとする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・ 委員が当該大学の専任又は兼任の教職員として在職（就任予定を含む）している場合
- ・ 委員が当該大学・学校法人の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

### 3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

- (1) 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び大学の審査内容に係る情報について外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員は、審査の過程で取得した情報（申請書等各種資料を含む）について他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、取組の選定を行うことを目的とするものであり、委員はその目的の範囲内で使用する。

【審査手順（選定までの流れ）】

